

奈良の帝の御代ということ

尾崎 暢 殃

一、内部徴証から

去る十一月十二日に早大の小野講堂で、上代文学会主催のシンポジウムが行われた。「万葉集はいつできたか」というのが、その題目であった。筆者もたまたまその席に居あわせて、講師との間に質疑応答の機会をもった。講師の発表内容に関連した所見を本部から求められる次第となったのは、実はこのためである。しかし筆者は、井口氏をはじめとする当日の講師の方々のように、万葉集編纂の経緯について深く考えたことはない。ただ山口氏の所説には筆者なりの疑念を持たざるを得ないので、命ぜられるままに若干の卑見を記してみよう。

筆者にとって未知の分野に属する多くの事どもを開示された氏に敬意を表するとともに、以下の所見中に氏の

お説に対する誤解あらば、あらかじめ氏の御海容を願っておきたい。与えられた紙数では意を尽せないが、箇条書き的にそれを記してみる。

第一 山口氏によれば、九世紀のころ菅原道真によって三種（勅撰本・増補本・抄本）の万葉集が作られたが、この集が今日の二十巻に固定したのは十一世紀後半（あるいは、古今・後撰・拾遺の諸集に倣った藤原通俊の編纂か）であったという。そして、現行の万葉集巻十は、古今集ができてから拾遺集が編纂されるまでの間は万葉グループに組み入れられていなかったという。また氏によれば、現万葉集巻十七～二十は大伴家持以後の撰であって、だれかが巻十七～二十を年代順にならべ代えて現万葉をえらんだのだという。その事を説くために氏は——万葉集には形成があつて成立はないとする考えから——和歌

現在書目録・京極中納言抄・長歌短歌之説などの中世資料や藤田寛海氏説などを引かれる。山口氏説の成立するか否かは軽々には見通せないが、いろいろ疑問の残るのは事実である。もし氏の言われる通りなら、巻十七以後の各巻の歌が正月の歌で終らなければならなかった(？)のはなぜか、という一事など、その一つである。(古今集以後の勅撰集の巻頭に置かれるのは、春の歌である)。また現行の巻十七、四〇二一―四〇三一番歌が二、三月の歌でなく、後加のものであるとする証明は不十分であろう。四〇三一番歌については、巻十八の四〇三二番歌の、田辺福麿をもてなす歌との関係から、氏の説とは別の説明ができるだろう。

第二 山口氏によれば、草稿万葉集は現存巻五・七・十・十四・十五・十七・二十を欠く十一巻であったという。そして巻八と巻九は本来の万葉グループ以前の「古歌集」であり、非万葉であったという。この観点から氏は、巻九の冒頭の伝雄略天皇作(一六六四)の左註に

右は、或る本に云ふ、岡本の天皇の御製といへり。
正しく指すことを審にせず。因りて重ね載す。

とあるのを引いて、この左註の書かれた時点では、巻八はまだ非万葉であったのであり、「或る本」にすぎなかったとされる。いかにも、巻九の編者が「夕されば」の

歌を巻頭に重載したのは、この歌が巻八の一五一一番歌と同歌であるのに、作者に問題があるからである。「因りて」の語は、そのことを示す。しかしそれは同時に、この歌が由緒ある伝誦歌であることを認めて巻頭を飾ろうとしたための処置であったとは見られないか。巻九の編者がすでに現行巻八の草稿を見ていることは、山口氏の所説のとおりである。しかし右の点からすれば、編者が「或る本」の伝えを提示したのは、これが巻頭におくべき古い時代(雄略天皇代ないし岡本天皇代)の歌であっただけに、資料(それは現行の巻八ではない)の相違を示して後考を俟とうとしたからだとも一向に不都合はない。巻八と巻九とは「夕されば」の歌の題詞の書式が異なるのは、そのことを裏側から示唆する。筆者には、それだけの意義を付帯させて用いた語が巻九冒頭の「因りて」であったと思われる。これは一例であるが、巻九の冒頭歌に限らず、他の巻の巻頭歌の存在意義も重視されねばならない。巻末歌についても、これに準じて考えられる。

第三 巻七・十の作品が「或る本に云ふ」型の註記を全く——あるいは僅かし——有しないのは、これらの巻が十世紀後半ごろはなお非万葉であったことを示すものであり、その時代に「或る本」型の註が第一次の——巻

一〇四、十一、十四などの——「万葉」につけられたのだ、と山口氏は言われる。しかし、巻によって編纂方針は一樣でないし、その形式も一定していない。それに、異伝がなければ註する必要はないのであり、異伝があっても「或る本に云ふ」「一は云ふ」の形式が併行しなければ用が足りないものでもない。巻々の編者が相違すれば、異伝註記の形式は「或る本に云ふ」「一は云ふ」のいづれかに偏ることもあり得る。それゆえ、或る本型の註記の有無によってその巻の万葉・非万葉（後加万葉）を論定するのは、危険であろう。これに関連しては、妥当感はあるし、巻八のごとき、家持の手を経ていると考える方であろう。それについては、旧著大伴家持論攷の四一三ページにその徴証となるべき事項を列挙した。それらの徴証のうち、巻八が巻四の作者と同じ作者の歌を多く含むこと、同時に成った作のうち、季語のあるもの（一五七四〜一五八〇）を巻八に、然らざるもの（一〇二四〜一〇二七）を巻六に収めたこと、巻八で作品を四季に分類し、さらにそれを雑歌と相聞に小分けして各部立内で年代順に並べたのは、巻三・四の分類法を發展させたものであること等の事実には注意すれば、巻三・四・六との編纂上の連絡も考えられてくる。こうした関係からも、巻八が平安朝をはるかに降っての編成であるとばかりは考えら

れない。

また山口氏の『万葉集成の謎』では、もと万葉巻十の春相聞の歌として「春霞たなびく野辺に：」の譬喩歌その他があつたとされるが、巻十の夏相聞・秋雑歌・冬雑歌・冬相聞の部には譬喩歌のあつた形跡はない。その事から考えれば、本来的に巻十に「春霞たなびく：」の譬喩歌があつたか否かは、容易に決められない。また「我が引ける綱は苧麻綱」などの句・語は、万葉時代のものとも見えず、外形が似ているにすぎぬ。それゆえ、巻十の春相聞の部に譬喩歌があつたとして、それを万葉の編纂と関連させるのは早計であろう。

第四 万葉集巻十と十二には、大伴一族の歌に類似した作が多い。これらの巻々は家持もしくは大伴家に関係があるらしく、もと大伴家に在ったかと思われる。その間の経緯については、現行万葉の巻十あたりが十世紀後半ごろなお非万葉であつたとするよりも、家持以後を余り隔らぬ時代に撰録されたと見るのが至当であろう。なぜなら、十世紀後半ごろ現行巻十がなお非万葉であつたとするならば、この巻の素質となつた大伴氏との交渉関係は説明できず、理合もできないからである。

第五 山口氏は、平安朝の語句を含む歌は平安朝になつて付加されたとして、東歌の四分の一は平安朝に入つ

ての増補であり、それらは在原業平の収集にかかるものであろう、とされた。氏が平安朝の語彙と看做されたものに、体言「駒」、助動詞メリ、その他がある。一体、駒・青駒・黒駒・赤駒・駒造る、などの語・句は奈良時代からあったのだし、日本書紀の歌謡にも「甲斐の黒駒」「日向の駒」「我が飼ふ駒」の用語例がある。それゆえ、駒の語は東歌に偏在するわけでも、平安朝になつてからの語でもない。また東歌のメリを、文法意識の異なる平安朝のメリと同一視することはできない。東歌の「勝ちめり」のメリは連用形接続だからである。そのことは例えば「有りなり」と「有るなり」、「在りなむ」と「在りなむ」との区別を引きあいに出すまでもなく、明瞭である。(アリナリとアルナリとはナリの語構成も意味も、アラナムとアリナムとはナムの意味も品詞も異なる)。この他、山口氏は「いで児賜りに」「拾ふ」「足ふましむな」「顕さめかも」「生ふるがに」「彼の児ろ」などを平安朝の用語の顕れたものとされたが、これらは上代における語ないし語法と見て十分説明のつくものである。「賜りに」のニも——氏は助動詞として扱われたが——助詞とする方がよく、「踏ましむな」「踏ましなむ」の誤写の可能性もある)のシムは使役の意と見ればよい。また「彼の」も平安朝語であるとはかりは言えない。なぜなら、播磨国

風土記、賀毛郡の条にみえる「彼観者海か河か」の一文の「彼」の字などもカノと読めるからである。「彼」をカとよむことについては、万葉集に「彼縁此縁」(2・131)、「彼往此往」(2・196)のような文証もある。次に、在原業平が東国に下ったことは立証されない。古今集や伊勢物語の記載は、物語の虚構にすぎない。念のため、平安朝文学専攻の石田穰二・中田武司の両氏にもたずねてみたが、業平東下りの証跡は存しないとのことであった。然らば、業平が東歌を、現地に就いて採集した事実もあり得まい。なお山口氏は、平安時代の成立と見るべき作の混在する証として、東歌に上代特殊仮名遣の上の違例のあることを挙げられた。しかし仮名遣の違例は、必ずしもその違例を含む作が平安時代のものであることのおかしにはなり得ない。万葉以外の上代文献にも、仮名遣の違例は少なくないからである。これを万葉の東歌との関連からいえば、天平勝宝七歳に採集された防人の歌には、東歌に見るところ以上に仮名遣の上の違例が多い。天平勝宝年間はむろん、奈良時代であった。

第六 大津皇子の屍を葛城の二上山に移葬したとき、大来皇女が哀傷して作ったという歌(2・165、166)の左註には「右の一首は、今案ふるに、葬を移す歌に似ず」とある。山口氏はこの歌やその他の歌を引いて「今

案ふるに」は「案ふるに」に対して再考する意味の註であつて、このような言いかたは上代のものにはとんど所見がなく、聖武朝のものでもない、という意味のことを言われた。氏はさらに進んで今案の字は平安朝のものに類出するのであり、万葉集の今案註は紀伝家であつた菅原道真の註とするにふさわしいとして、万葉集が菅公によつて総緝され、のち、数十巻に増補されたとする氏の所説の傍証とされた。しかし「今案ふるに」の句は、必ずしも「案ふるに」と區別して用いたものではない。また、万葉以外の上代文献に所見のないものでもない。いま、そのことを示す二、三の例を挙げよう。文字の用法を考案したり、参考資料を比較検討したりしたことを示す例には、「是以今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓録」（古事記序）、「今則考覈古今、歸其真正」（欽明紀二年）、「今案、嶋王是蓋鹵王之子也」（武烈紀四年）のごとく記したものがあり、八七〇年代を降らない記録とされる琴歌譜には「今按不接於日本古事記」とく用いた例もある。これらのすべてを後世の摺入であるとすることはできない。従つて、万葉の今案註を道真の所為とするのは無理であろう。

第七 源順（拾遺集七五七、七九四、八七七）によつて

和せられたという万葉の歌は、現行万葉集に見えない、それゆゑ順の見た万葉集は別種の万葉集なのであらうと、山口氏は言われる。しかし今日考えられる限りでは、順によつて和せられた万葉の歌としてはそれぞれ三九三六、一〇七二、二四八二番歌あたりがあげられよう。と言つても、和した歌と和せられた歌とは必ずしも順直に対応するものでなく、創作意識のない誇張・庄倒・ひやかすと、これに対する技巧の勝つたはぐらかし・頓智のおどけ・逆襲などの動機を多く持つのであり、むしろその点に古人の興味がかかつていたから、本當はどの歌が順によつて和せられた歌であるかは見きわめにくい。この傾向は奈良朝以前からのもので、たとえば万葉卷十二の三二一七番歌と三二一八番歌のごとき、問答歌であるという説明がなければ、誰も問答歌とは思わなまいだらう。古事記に見える、豊玉毘売の歌に夫の神が答えたと称するものなども、内容のうち合わない、連絡のないものである。こうした事情があるので、源順によつて和せられた万葉の歌が現行の万葉集になかつたとばかりも、従つて、順の見た万葉集は現行の万葉集と著しく異なつていたとばかりも言えない。

第八 万葉集卷一の「寧楽の宮」の標記について。この標記をもつ八四番歌の前に和銅三年以後の作があるの

に、八四番歌に至ってさらに寧楽の宮と標するのは、不審である。しかしそのことから延長して来て、山口氏のように、卷二の「寧楽の宮」の標記も不要であり、従って和銅四年以後の傍註であつたらうとし、万葉卷一を写した仮名序万葉（十一世紀初頭以後、十二世紀後半のもの）にも八四番歌がないから、この歌は十一世紀か十二世紀の増補であるとするのは無理である。八四番歌については、シンポジウムの当日、講師の一人であつた井口樹生氏が述べられたし、筆者の見るところも井口氏の所見の範圍を出ない。また、ここに取りあげる問題も持ちあわせない。ただ卷一の「寧楽の宮」の標記に不審はあるが、その根拠に立って標記の存在そのものまでも疑うことには、問題がある。記紀・万葉・風土記・日本霊異記・琴歌譜などを見ても知られるように、上代の文献におどろくほど頻繁に几張面に天皇の宮号・陵墓について記すのは、古代心意の上の所由があつたからである。この点からも、和銅四年歳次辛亥のような年次の記載があれば宮号の記載は不要であつたとは思えない。そのことは、室ほぎの習俗や大殿ごもりの呪儀や、平安朝の大殿祭の由来を考えれば、また古事記の神武天皇の条に「その（豊國の）土人名は宇沙都比古、宇沙都比売二人、足一騰の宮を作りて、大御饗献りき。其地より遷移りま

して、竺紫の岡田の宮に一年ましましき。またその国より上り幸でまして、阿岐の国の多禰理の宮に七年ましましき。またその国より遷り上り幸でまして、吉備の高島の宮に八年ましましき」とある例などを考えあわせれば、十分理會される。そうした古代の伝承心意に動かされて八四番歌を付加した某の書いたのが「寧楽の宮」の宮号ではなかつたか。もしそうなら、それは平安朝以降の者の所為とのみは断ぜられない。

二、新撰万葉集序と後拾遺集序

第九 八九三年に成立したという新撰万葉集上巻の序について。山口氏は、この序に言うところを全面的に信頼されている。この書が昔の作品を集めたものか、それとも創作か、菅原道真の真撰か否か（下巻は源當時の撰とみられる。道真没後に完成）は、今は問わない。しかし、上巻の編者が勅を奉じて綜輯したという万葉集は現行の万葉集と同じものなのかどうか、それとも全く別種の、しかし同名の書なのかどうか、ということは氏にとって問題にならないのだろうか。琴歌譜に一古事記の名が見え、令義解の職員令に旧事記を古事記と称した例もあることを考えあわせれば、道真（？）の関与した万葉集と現行万葉集との関係の有無は、まず問題にされねばなる

まい。次に山口氏の言われるように、道真の見た草稿本万葉集(巻一、四、六、十一、十三、十六など)が当時存したとしても、これを再編し綜緝して勅撰の書としたということが信ぜられるだろうか。そして勅撰集でありながら、それを示す手がかりらしいもの——山口氏は、十世紀初頭の関白藤原忠平や藤原穩子の日記に關係記事らしいものが見えたとされるのだが——が新撰万葉集序の記載以外にないということが在りうるだろうか。しかし仮りに勅撰集なら、万葉集と無關係の、同名の撰書を指すということも考えられはしないか。いずれにしても、勅撰の事実のあったことが確認されないからその事実はなかったとも言えないが、勅撰云々を証拠だてるものが他にないので勅撰の事実があったとは尚さら言えない。続いて山口氏は、新撰万葉集序の記すとおり、その勅撰万葉集に伝誦歌を加えて数十巻となし、私撰の書としたとされる。しかし、勅撰集を数十巻にふくらまして再度私撰の書としたなどということは到底考えられない。そのような例もない。新撰万葉集の序によれば、この書の撰者はその増補本をもとにして更に抄本を作ったよしであるが、そして山口氏は和歌現在書目録にみえる万葉二十巻抄の存在は道真抄出の万葉抄の存在を示唆するとされるが、道真の手に成るその抄本なるものも現存はしない。しかも、

単独で勅撰集・増補本・抄本の三種を作成したにしては、詩と和歌とで各二四〇首程度しかない(これにも道真? 以外の人の手が加わっている)新撰万葉集の編者の所為としては甚だいぶかしい。新撰万葉集序の記者は、何のためにこのようなことを書いたのか。(同じ道真が編纂したと言っても、新撰万葉集の場合とも類聚國史の場合とも頗る相違する)。この点から見ても、新撰万葉集に言うところをそのまま受けいれることは躊躇される。

第十 山口氏の説かれるように、現存万葉の巻十が後拾遺集ごろ成立したとすれば、万葉巻八・十の四季分類はどのように理解したらよいか。逆に現行二十巻本万葉集が、古今集以後の勅撰集や、拾遺集以前にできた万葉抄の分類に倣ったということになるのだろうか。(祭典から分れた饗宴の習慣と季節感成立の問題との関りをつきつめてゆけば、少なくとも平安朝初期にはこの分類はあり得たと筆者は考える)。

第十一 古今集・後撰集以後、拾遺集以前には、現行二十巻万葉集ができていなかった証として、山口氏は赤人集を引かれた。しかし筆者は、赤人集の名は後世の付会にもとづくが、その含む作品が赤人後期の作風に近似することに由来すると考える。古今集序を見ても知られるように、平安朝期には歌人としての赤人は人麿と並べ

て尊敬されたからである。そして、それには理由があるからである。そうすれば、山口氏の言われるように、現行万葉集の巻十がかつて万葉の一部でなかったことが誘因となって赤人集の書名が出来たわけではなからう、また現存巻十に見えない赤人集の歌は、かつての巻十から脱落したものでなからうということになる。

第十二 高野辰之・折口信夫の両氏のように、平城天皇朝に万葉集二十巻がまとめられたと考えてよいかどうかは、筆者には決められない。語法・用字・仮名づかい・作風などの後世的徴証を含むもののあるらしいことから、現行二十巻本万葉集は或る点まで平安朝期に入ってから仕上げられたのだろうと思うだけである。そして、最終撰者は家持以後の某であろうと思うだけである。それゆえ、家持を最終編者と看做しえない理由として山口氏のあげられた、巻十七以下の四巻の歌の配列順序の検討資料（下絵万葉集・秘府本万葉抄・藤原定家本万葉集（現存せず）・長歌短歌之説）については、さし当っては言及しなくてもよさそうである。なお氏の言われたように、巻一の八二番歌・八三番歌や「中大兄の三山の歌」や「越中の国の歌」のうち三八八三・三八八四番歌に不審の点のあるのは確かである。しかしこれを以て直ちに、万葉集が道真の手を経て更に後拾遺集のころ二十巻にまとめられた

（この集の序には、奈良の帝が万葉集二十巻をえらばれたとし、古今・後撰・拾遺の三集よりも古いものとして扱っている。なお、奈良の帝は、後拾遺集の選進を命じた白河天皇ではない）一証とするのは、確かな論拠となりえない。と言っても、古今集の序には万葉集に入らない歌を載せると言いながら六首の万葉歌を採用した経緯・事情については、ひき続いて検討せねばならない。しかしそれは六首のみであり、それらは現行万葉集の巻七と十の四巻に所属する。索引で調べる便宜をもたない当時のこととて、編者が誤ってそれを古今集に入れたのではなからうか。そしてこれを入れるに当っては、その採用した歌の作風に古今集のその先蹤をなすところがあったからではなからうか。なお後撰集・拾遺集には序文がないし（ただし拾遺集は約一〇〇首の万葉歌を採用している）、後拾遺集の序には万葉歌の採否については触れず、万葉歌を採用もしていない。従って、ここでは取りあげなくてもよいであろう。このように見てくれば、後拾遺集を撰んだ藤原通俊によって万葉二十巻が最終的に結撰されたとは、筆者には思えなくなってくる。これを要するに、以上の小見は、勅命を奉じて菅原道真の撰んだのが万葉集であり、それは後拾遺集のころに二十巻にまとめられたとする説には、なお再考を要する多くの問題が残るといって帰する。